

## 9月定例会提出予定議案（条例等関係）について

### 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 制定の理由

生活保護法の一部改正により、進学準備給付金の対象に被保護者であって高等学校等を卒業後、就職して自立する者が追加され、当該給付金の名称が変更されたことから、個人番号を利用することができる事務のうち、同法の適用対象とならない生活に困窮する外国人に対する当該給付金の支給に関する事務の対象に当該者を追加する等所要の整備を行う。

#### 2 制定の概要

進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改める（別表第1及び別表第2関係）。

#### 3 施行期日

公布の日

## 条例に基づく令和 5 年度債権放棄について

### 1 債権放棄額及び件数

県が保有する債権の放棄に関する条例に基づき、消滅時効が完成し、かつ債務者が債務を履行する見込みがないなどの県保有の債権について、令和 6 年 3 月に債権放棄を行い、債権を消滅させたものについて、9 月県議会において報告する。

#### 令和 5 年度債権放棄額の状況【福祉部関係】

債 権 名	件 数	金 額	根拠規定
心身障害者扶養共済加入金	3 件	391,890 円	消滅時効が完成し、かつ、債務者が債務を履行する見込みがないとき（条例第 3 条第 1 項 1 号）
心身障害者扶養共済年金過払金	1 件	20,000 円	
合 計	4 件	411,890 円	

(参考)

県全体の放棄債権 186 件 62,337,458 円

### 2 債権放棄手続き

債権管理標準マニュアルに基づく現地訪問や督促等の必要な回収努力を行っても回収困難で、条例の要件を満たしたものについて債権放棄を実施。